

# 令和3年度 第1回 岩手県森林審議会林地保全部会

日 時 : 令和3年8月20日(金)  
15:00~

場 所 : 岩手県庁12階特別会議室

## 審 議 次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 報告事項

10ha未満の林地開発許可(令和2年12月14日~令和3年8月19日)について

【資料No. 1】

4 審議事項

(1) 大船渡市日頃市町字上坂本沢地内の土石の採掘(石灰石の採取)に係る林地開発許可について

【資料No. 2】

(2) 一関市狐禅寺字草ヶ沢地内の土石の採掘に係る林地開発許可について

【資料No. 3】

5 閉 会

## 令和3年度 第1回 岩手県森林審議会林地保全部会出席者名簿

区 分	役 職 名	氏 名	摘 要
岩手県森林審議会 林地保全部会	部 会 長  委 員  委 員	伊藤 幸男  川村 冬子  佐藤 美加子	
事 務 局  岩手県農林水産部 森林保全課	技術参事兼 総括課長  技術主幹兼保全 ・治山林道担当課長  主任主査  主 査  主 査  主 任	西島 洋一  安藤 薫  佐々木 真  神成 貞雄  根本 悠平  高橋 善行	

## 【 報 告 事 項 】

10ha 未満の林地開発許可（令和2年12月14日～令和3年8月19日）

について

岩手県森林審議会林地保全部会

令和3年8月20日

## 森林審議会の意見聴取を要しない10ヘクタール未満の林地開発許可について

令和2年12月13日開催の森林審議会で「森林審議会の意見聴取を要しない10ヘクタール未満の林地開発許可実績」について報告しましたが、前回報告から令和3年8月19日までの許可実績は、土石の採掘2件、10.5324ヘクタール、工場、事業場の設置4件、19.1642ヘクタールで合計29.6966ヘクタールとなっています。

### 10ヘクタール未満の林地開発許可一覧表

(令和2年12月14日から令和3年8月19日まで)

開発行為の目的	件数(件)	許可面積(ha)	摘要
土石の採掘	2	10.5324	
工場、事業場の設置	4	19.1642	
合計	6	29.6966	



**【 審 議 事 項 】**

大船渡市日頃市町字上坂本沢地内の土石の採掘に  
係る林地開発許可について

岩手県森林審議会林地保全部会

令和3年8月20日

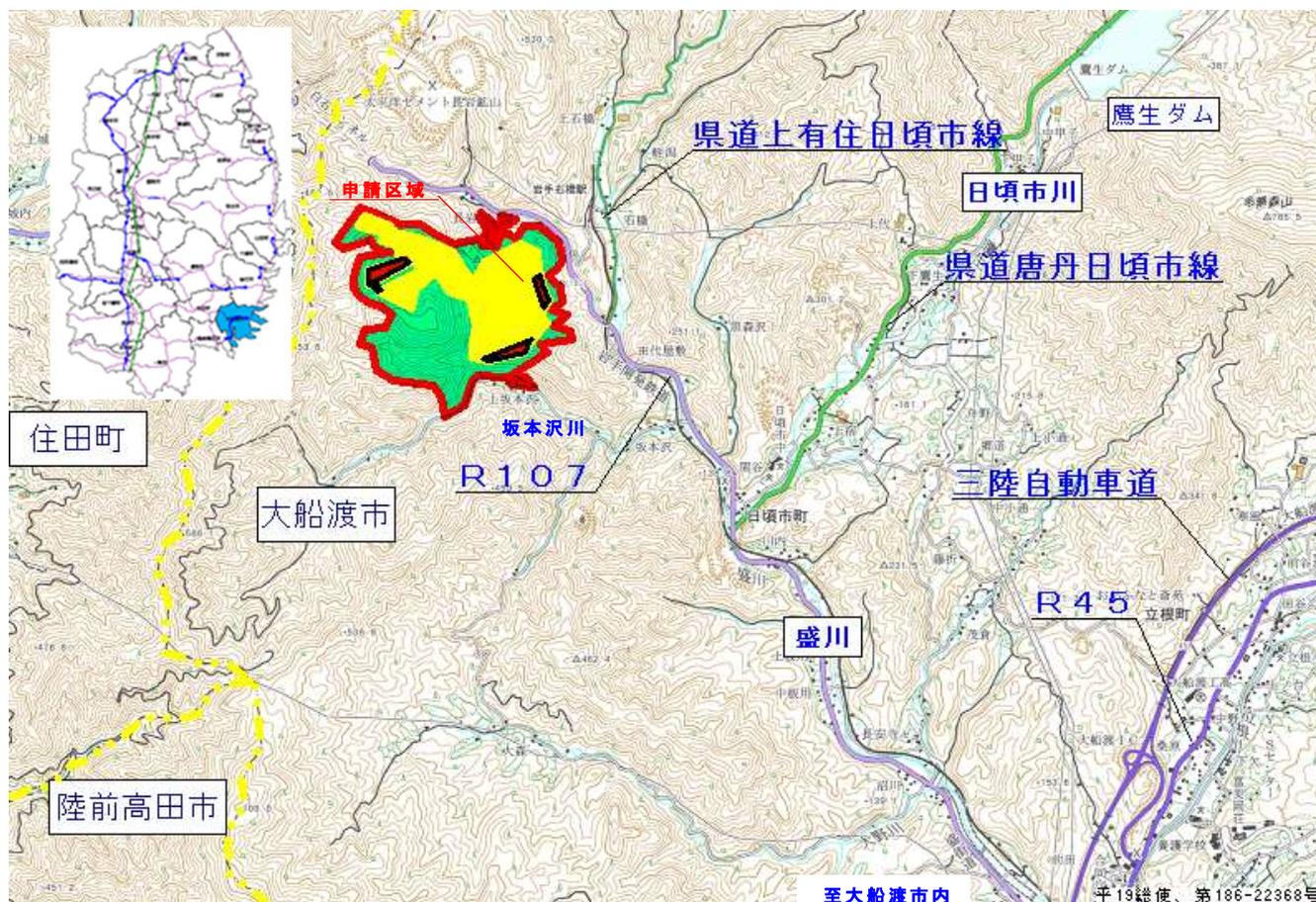
## 1 申請概要

申請者	住所氏名	大船渡市日頃市町石橋 16 番地 1 龍振鋳業株式会社 大船渡工場 代表取締役社長 平田 賢一
申請場所	大船渡市日頃市町字上坂本沢 9 番 3 ほか 33 筆	
申請の目的	土石の採掘	
計画期間	平成 22 年 12 月 24 日から令和 18 年 3 月 31 日	
申請面積	88.2317 ヘクタール (事業区域面積 194.5098 ヘクタール)	

## 2 申請地の状況

位置	大船渡市役所より北西約 8 km に位置
標高、傾斜	標高 130m～350m で、傾斜は平均 25 度
周辺の主な施設及び状況	・事業区域の北側に国道 107 号白石峠、西側は住田町との市町界がある。
周辺の自然・地物の状況	・事業区域の東側を 2 級河川盛川が南東方向に流れ、約 9 km 下流で大船渡湾に注いでいる。事業区域の南側に接する準用河川坂本沢川は約 2 km 下流で盛川に合流している。 ・事業区域の周囲は概ね森林地帯であるが、事業区域の南東部に若干の水田・畑がある。
林況	今期申請開発区域内の林況は、17～73 年生の広葉樹が全体の 47%、次いで 48～71 年生のアカマツが 11%、49～76 年生のスギが 11% となっている。

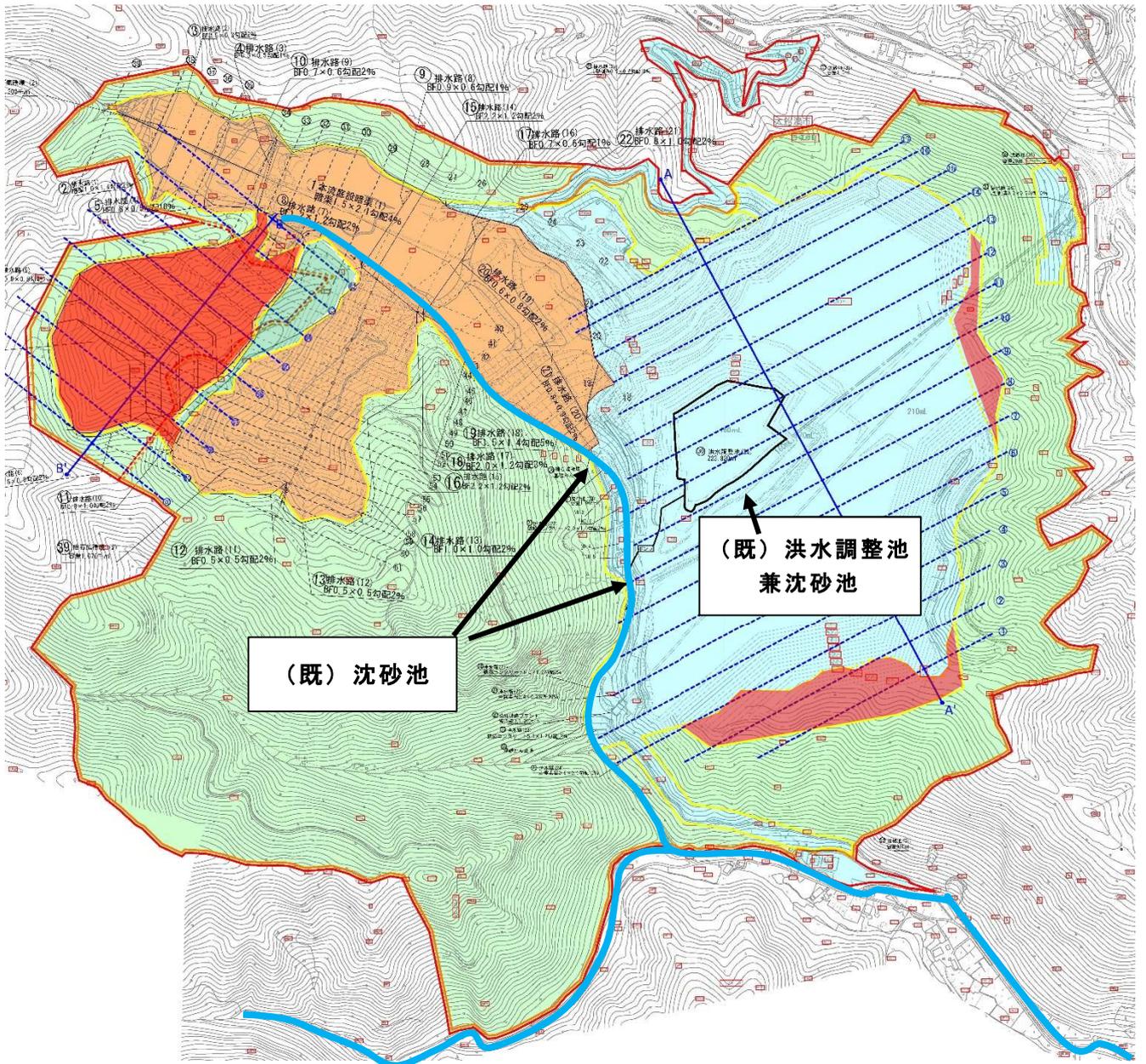
### 位置図



### 3 開発行為の概要

事業目的		土石の採掘を行うもの				
開発面積等	単位：h a					
	区分	事業区域面積	森林面積の内訳			その他の面積 (5条森林外)
			開発面積	残置面積	計	
	H22 審議会時点	183.2979	75.0661	105.1450	180.2111	3.0868
	既許可 (現時点)	183.2979	75.0661	105.1450	180.2111	3.0868
	今回変更	11.2119	13.1656	▲1.9537	11.2119	0.0000
合計	194.5098	88.2317	103.1913	191.4230	3.0868	
主な工種	土工	切土(岩石) 17,941 千m <sup>3</sup> (R3以降 4,492 千m <sup>3</sup> ) 切土(表土) 4,073 千m <sup>3</sup> (R3以降 1,949 千m <sup>3</sup> ) 盛土(堆積場) 4,073 千m <sup>3</sup> (R3以降 1,949 千m <sup>3</sup> )				
	排水施設工	鉄筋コンクリート開渠、鉄筋コンクリート馬蹄型暗渠、岩盤素掘り開渠ほか				
	防災施設工	既設洪水調整池兼沈砂池(1基)、既設沈砂池(8基)				

# 利用計画図



大船渡鉾山 坂本沢地区 林地開発申請(第6期)	
No. 4 利用計画図 兼 防災施設等計画平面図	
凡 例	
事業区域(既許可)	----
事業区域	——
開発行為をしようとする森林区域(既許可)	----
開発行為をしようとする森林区域	——
開発行為に係る森林区域(既許可)	----
開発行為に係る森林区域	——
残置森林(16年生以上)	■
盛土部	■
切土部	■
拡張区域	■

#### 4 開発計画及び審査結果

審査基準	許可基準	開発計画	結果
(1) 災害の防止	<b>【土工（切土・盛土）の安定】</b> 1 切土（鉤業法の基準に準拠） (1)勾配：平均勾配が60度以下(1:0.6以上)であること。 (2)小段：高さ20m毎に水平巾2.0m以上の小段を設置すること。	切土勾配（硬岩）1:1:0.6（平均） 切土勾配（土砂等）1:1.0 高さ10m毎に幅5.0mの小段を設置	○
	2 盛土 (1)勾配：盛土高が1.5mを超える場合には、原則として勾配が35度以下(1:1.4以上)であること。 (2)小段：原則として5m毎に幅1.0m以上の小段を設置すること。	捨石堆積場勾配1:2.5（21.8度）を標準として、直高10m毎に幅5mの小段を設置	○
	3 法面保護 法面が雨水等により浸食されるおそれがある場合は、法面保護の措置を講ずること。	切土法面（土砂等）へは種子吹付、張芝等を実施し、盛土法面については、緑化工を施工するとともに、一部区域については樹木を植栽するなどし、雨水等による浸食を防ぐ計画。	○
	<b>【排水施設】</b> 10年確率で想定される雨量の1.2倍以上の流下能力	排水施設の全てについて、10年確率で想定される雨量の1.2倍以上の流下能力を有する構造	○
	<b>【流出土砂貯留施設】</b> 開発地から流出する土砂の1.2倍以上の貯留能力	洪水調整池兼沈砂池及び沈砂池8基の全てについて、流出する土砂の1.2倍以上の土砂貯留能力を有する構造	○
(2) 水害の防止	<b>【洪水調整池】</b> 30年確率で想定される洪水流量を超える貯留能力	洪水調整池兼沈砂池1基について、「必要調整容量<設置容量」となる貯留能力を有する構造	○
(3) 水の確保	<b>【流出土砂貯留施設】</b> 流水中の土砂を沈殿・堆積させ、上澄みのみを流下させるため、有効水深1.0m以上を確保	洪水調整池兼沈砂池及び沈砂池について、有効水深1.0m以上を確保する構造	○
(4) 環境の保全	<b>【残置森林または造成森林】</b> 原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林または造成森林を配置 採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽し、法面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発地の周辺に30m幅の残置森林を配置</li> <li>・最終残壁となった箇所から随時、緑化を進めるとともに、一部区域の盛土法面は森林に造成する計画であり、必要に応じて客土を施工しスギ、アカマツ、ヤシヤブシ等を3m間隔で植栽する計画。また、進入してきた在来種についても保育しながら、早期に森林へと復旧する計画。</li> </ul>	○

#### 4 開発計画及び審査結果（続き）

(5) 一般的 事項	<b>【開発に係る権利の取得状況】</b> 土地所有者の同意を得ていること。 （所有権、地上権、賃借権、抵当権等）	自社所有ほか、土地所有者と賃貸借契約等を締結済。	○
	<b>【資金計画】</b> 資金の調達方法等	今期の事業費は 204,133 千円を見込んでおり、その費用は防災施設等の設置、維持管理費及び緑化工事費であり、資金は自己資金及び借入金により賄う計画となっている。	○
	<b>【残置森林等維持管理協定】</b> 市町村長と協定を締結していること。	大船渡市と残置森林維持管理協定を締結済。	○
	<b>【公害防止協定協定】</b> 市町村長と協定を締結していること。	大船渡市と公害防止協定を締結済。	○
	<b>【直接影響を受けるものと見込まれる者の同意等】</b> 水利権、排水施設管理者、自治会等の同意	古くから開発を行っており、同意はないが、予め気象予報に応じた警戒配備や定期的な巡回活動、浚渫等を行っており特に問題はない。	○

以上の基準について、開発計画は許可基準を満たしているもの。また、申請者には異常気象時における当該林地開発行為に起因する災害が発生しないよう、予め気象予報（降雨量、風速等）に応じた警戒配備計画や開発地の定期的巡回活動及び点検計画を策定するなど、保全に万全の措置を講じるよう申し述べ、了解されているもの。

## 5 意見照会結果

意見照会先	開発規制法等	意見
大船渡市長	市町村における土地利用計画、開発規制等との関連	特になし。
	開発協定等との関連	特になし。
	市町村における地域開発構想等との関連	特になし。
	地域住民の意向との関連	(1)公害防止対策（粉じん、水質、騒音、振動対策等）及び降雨時における汚濁水流出防止措置に万全を期すこと。 (2)申請者が原因となって発生した苦情については、誠意を持って対応すること。
	その他	(1)採石法に係る岩石の採取を行う場合は市への協議申請が必要となるため、該当がある場合は、あらかじめ相談すること。 (2)市道・河川の汚損及び破損の防止に努めること。また、市道・河川を汚損・破損した場合には、速やかに復旧すること。
環境保全課	国土利用計画法	意見なし。 【参考事項】 一定規模以上の土地に関する権利について、対価の授受を伴う移転又は設定を行う場合には、契約を締結した日から2週間以内に届出が必要となります。（届出窓口は大船渡市企画政策部企画調整課です。） 届出が必要な面積は、以下のとおりとなっています。 ・市街化区域：2,000㎡ ・市街化区域を除く都市計画区域：5,000㎡以上 ・その他の区域：10,000㎡以上
県庁 自然保護課	自然公園法 自然環境保全法 岩手県自然環境保全条例 鳥獣保護管理法 県立自然公園条例	特になし。 【参考事項】 ○岩手県自然環境保全指針 開発予定地は、岩手県環境保全指針による保全区分がAと評価されているので、事業の実施に当たっては、自然環境の保全に配慮すること。  ○岩手県希少野生動植物の保護に関する条例 事業予定地周辺ではいわてレッドデータブックに掲載されている希少な鳥類の生息が過去に確認されています。また、事業予定地は、過去に鳥類が営巣した中心域が含まれており、再度鳥類が定着できる環境を残す必要があります。 岩手県希少野生動植物の保護に関する条例では、事業者の責務として、事業活動に伴って生ずる希少野生動植物の生息又は生育の環境の悪化を防止するため当該環境への負荷の低減に努めることとされていることから、専門家の意見を聞くなど十分な調査を行うとともに、希少野生動植物の生息・生育が確認された場合は、適切な保護措置を講ずるよう努めてください。
県庁 教育委員会 事務局 生涯学習 文化財課	文化財保護法	当該事業地には岩手県遺跡台帳に登録されている周知の埋蔵文化財包蔵地が所在しません。ただし、事業実施中に遺跡を発見した場合は、直ちに地元の大船渡市教育委員会に連絡し、その指導を受けてください。

## 5 意見照会結果（続き）

<p>沿岸広域 振興局 農林部</p>	<p>農地法及び農振法</p>	<p>非農地のため、農地法及び農振法の規制を受けない。</p>
<p>大船渡保健 福祉環境セ ンター</p>	<p>土壌汚染対策法関係</p>	<p>土地の掘削その他の土地の形質の変更であって、その面積が3,000㎡を超える場合は、当該土地の形質の変更に着手する日の三十日前までに、知事に対し同法第4条第1項に基づく形質変更届書の届出が必要となること。</p> <p><b>【参考事項】</b></p> <p>○廃棄物の処理及び清掃に関する法律 開発行為により生じた伐根等は産業廃棄物の木くずに該当することから、適正に処分又は再生利用することとし、放置や埋戻等は行わないこと。</p> <p>○いわてレッドデータブック 計画区域内に希少野生動植物が確認されていますので、開発を行う際は配慮してください。（7/26 聞き取りした結果、自然保護課と同様の内容）</p>
<p>大船渡土木 センター</p>		<p>特になし。</p>
<p>沿岸広域振 興局保健福 祉環境部</p>		<p>特になし。</p>

# UAV（ドローン）撮影画像



**【 審 議 事 項 】**

一関市狐禅寺字草ヶ沢地内の土石の採掘に係る林地開発許可について

岩手県森林審議会林地保全部会

令和3年8月20日

# 1 申請概要

申請者	住所 氏名	一関市竹山町4番45号 株式会社 イチサイ 代表取締役 三宅 貞志
申請場所	一関市狐禅寺字草ヶ沢36番27ほか18筆	
申請の目的	土石の採掘	
計画期間	平成16年9月26日から令和8年9月25日	
申請面積	33.3329ヘクタール(事業区域面積 45.0037ヘクタール)	

# 2 申請地の状況

位置	一関市役所より北東約6kmに位置
標高、傾斜	標高 125m～172mで、傾斜は平均30度
周辺の主な施設及び状況	・事業区域は、市道草ヶ沢9号線の終点部に隣接し、北西に約100m離れた地点に一関地区広域行政組合がある。
周辺の自然・地物の状況	・事業区域の北側から西側及び南側に4ヶ所の沢があり、北側約400mには、1級河川北上川が流れている。 ・事業区域の周囲は概ね森林地帯であるが、事業区域の南側に農業用水用のため池や農地が存在する。
林況	今期申請開発区域内の林況は、40～72年生の広葉樹が61%、52～72年生のスギが36%、その他が3%となっている。

## 位置図



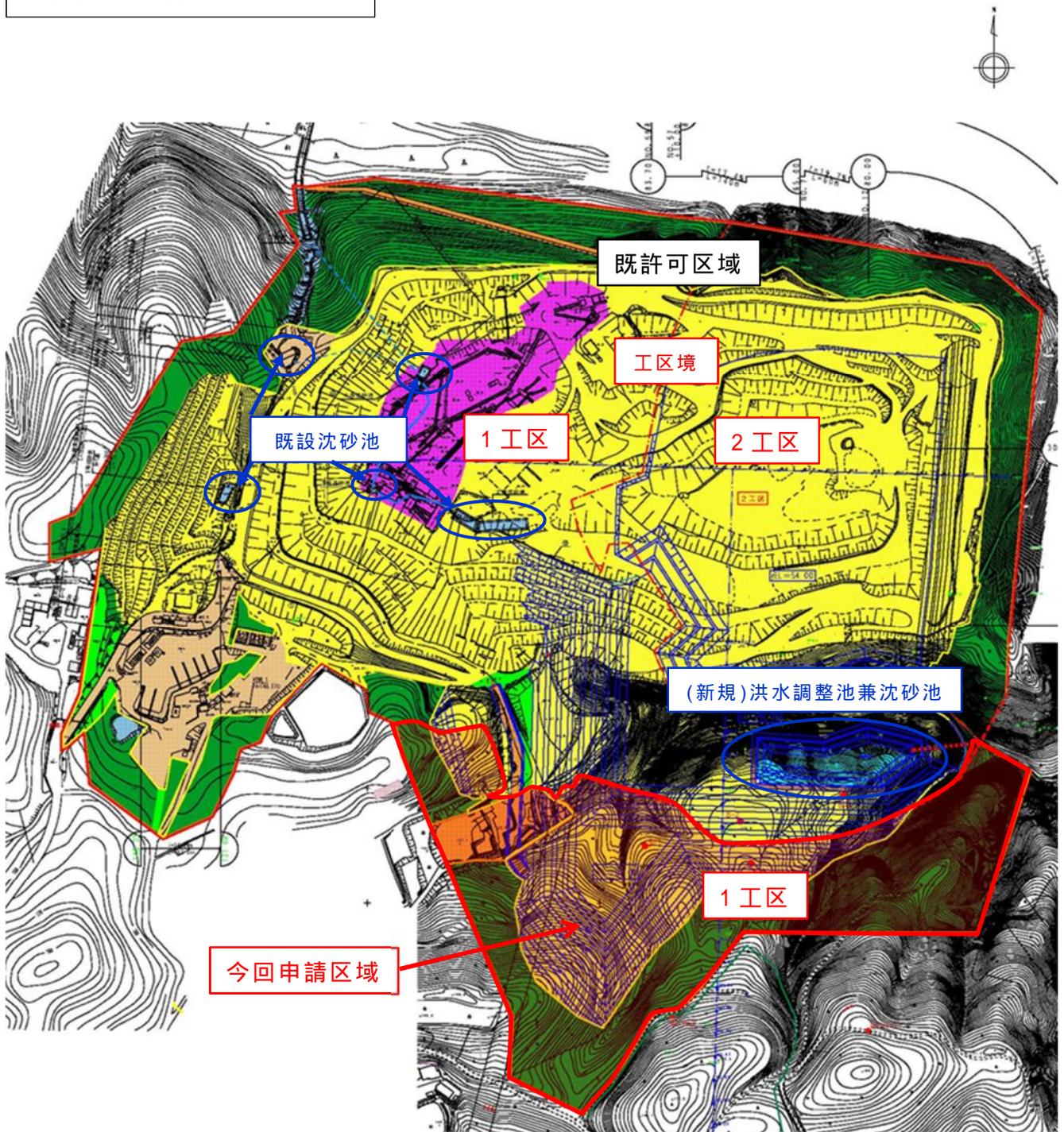
0 250 500 750 1000 m  
1:30000

【この地図の作成に当たっては、国土院院長の承認を得て、国土地理院の25万分の1地形図を使用した。】(承認番号 平14第201号)

### 3 開発行為の概要

事業目的		土石の採掘を行うもの				
開発面積等	単位：h a					
	区分	事業区域面積	森林面積の内訳			その他の面積 (5条森林外)
			開発面積	残置面積	計	
	H16 審議会時点	32.8229	23.7661	9.0638	32.8299	0.0000
	既許可 (現時点)	4.4623	4.7631	0.3078	4.4553	0.0000
	今回変更	7.7185	4.8037	2.4537	7.2574	0.4611
合計	45.0037	33.3329	11.2097	44.5426	0.4611	
主な工種	土工	切土(土砂) 54 千m <sup>3</sup> (R3以降 140 千m <sup>3</sup> ) 切土(軟岩) 513 千m <sup>3</sup> (R3以降 898 千m <sup>3</sup> ) 切土(硬岩) 767 千m <sup>3</sup> (R3以降 2,407 千m <sup>3</sup> ) 盛土(土砂) 0m <sup>3</sup> (R3以降 30 千m <sup>3</sup> ) 盛土(軟岩) 0m <sup>3</sup> (R3以降 285 千m <sup>3</sup> )				
	排水施設工	ヒューム管 400、築堤(フトンカゴ・鋼製組立網)、鋼製組立網水路、フトンカゴ水路、鉄管 100、耐圧製塩化ビニール管 400・1000 など				
	防災施設工	既設洪水調整池(1基)、既設沈砂池(5基)、新規洪水調整池兼沈砂池(1基)				

# 利用計画図



凡 例	
事業区域	— (Red line)
開発行為をしようとする森林区域	— (Orange line)
開発行為に係る森林区域	— (Yellow line)
工区界	- - - (Red dashed line)
採石地	▲ (Yellow triangle)
プラント用地	▲ (Purple triangle)
工場用地	▲ (Orange triangle)
残置森林 (16年生以上)	▲ (Green triangle)
造成森林	▲ (Light green triangle)
水路等排水施設	▲ (Blue triangle)

#### 4 開発計画及び審査結果

審査基準	許可基準	開発計画	結果
(1) 災害の防止	<b>【土工（切土・盛土）の安定】</b> 1 切土（鉱業法の基準に準拠） (1)勾配：平均勾配が60度以下(1:0.6以上)であること。 (2)小段：高さ20m毎に水平巾2.0m以上の小段を設置すること。	切土勾配（硬岩）1:1:0.6(59.2度) 切土勾配（土砂等）1:1.0(45.0度) 高さ10m毎に幅4.0mの小段を設置	
	2 盛土 (1)勾配：盛土高が1.5mを超える場合には、原則として勾配が35度以下(1:1.4以上)であること。 (2)小段：原則として5m毎に幅1.0m以上の小段を設置すること。	盛土勾配1:1.5(33.4度)~1:2.0(26.3度)	
	3 法面保護 法面が雨水等により浸食されるおそれがある場合は、法面保護の措置を講じること。	切土法面（土砂等）へは種子吹付を実施し雨水等による浸食を防ぐ計画。	
	<b>【排水施設】</b> 10年確率で想定される雨量の1.2倍以上の流下能力	排水施設の全てについて、10年確率で想定される雨量の1.2倍以上の流下能力を有する構造	
	<b>【流出土砂貯留施設】</b> 開発地から流出する土砂の1.2倍以上の貯留能力	洪水調整池兼沈砂池及び沈砂池6基の全てについて、流出する土砂の1.2倍以上の土砂貯留能力を有する構造	
(2) 水害の防止	<b>【洪水調整池】</b> 30年確率で想定される洪水流量を超える貯留能力	洪水調整池1基について、「必要調整容量<設置容量」となる貯留能力を有する構造	
(3) 水の確保	<b>【流出土砂貯留施設】</b> 流水中の土砂を沈殿・堆積させたくて、上澄みのみを流下させる。	洪水調整池兼沈砂池及び沈砂池5基の全てについて、「必要調整容量<設置容量」となる貯留能力を有する構造	
(4) 環境の保全	<b>【残置森林または造成森林】</b> 原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林または造成森林を配置 採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽し、法面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発地の周辺に30m幅の残置森林を配置</li> <li>・最終残壁となった箇所から随時、緑化を進めるとともに、採掘後の平坦部は、耕起・客土しコナラ等を植栽する。また、造成森林の平坦部と小段部は、耕起・客土しコナラを2m間隔で植栽する計画。また、進入してきた在来種についても保育しながら、早期に森林へと復旧する計画。</li> </ul>	
(5) 一般的事項	<b>【開発に係る権利の取得状況】</b> 土地所有者の同意を得ていること。 （所有権、地上権、賃借権、抵当権等）	自社所有ほか、土地所有者と賃貸借契約等を締結済。	
	<b>【資金計画】</b> 資金の調達方法等	今期の事業費は463,171千円を見込んでおり、その費用は、測量、伐開、表土除去、洪水調整池兼沈砂池、緑化工に係る経費であり、資金は自己資金及び借入金により賄う計画となっている。	
	<b>【残置森林等維持管理協定】</b> 市町村長と協定を締結していること。	一関市と環境保全協定（残置森林維持管理を含む）を締結済。	
	<b>【公害防止協定】</b> 市町村長と協定を締結していること。	同上	
	<b>【直接影響を受けるものと見込まれる者の同意等】</b> 水利権、排水施設管理者、自治会等の同意	隣接土地所有者から同意書取得	

以上の基準について、開発計画は許可基準を満たしているもの。また、申請者には異常気象時における当該林地開発行為に起因する災害が発生しないよう、予め気象予報（降雨量、風速等）に応じた警戒配備計画や開発地の定期的巡回活動及び点検計画を策定するなど、保全に万全の措置を講じるよう申し述べ、了解されているもの。

## 5 意見照会結果

意見照会先	開発規制法等	意見
一関市長	市町村における土地利用計画、開発規制等との関連	(都市整備課) 令和元年12月5日に受理した景観の届出のエリアを拡大するのであれば、景観の届出が必要になります。 (農業委員会) 農地ではないため、現在耕作されていなければ転用許可は不要です。
	開発協定等との関連	(生活環境課) 環境保全協定を遵守してください。 なお、申請地は規制法及び振動規制法に基づく規制の区域外です。
	市町村における地域開発構想等との関連	該当なし
	地域住民の意向との関連	該当なし
	その他	(文化財課) 開発面積が1万㎡を超えるため、分布調査の対象となりますが、過去に分布調査及び試掘調査を実施し、遺構・遺物は確認できなかったことから、事業を実施していただいて構いません。
環境保全課	国土利用計画法	意見なし 〔参考事項〕 一定規模以上の土地に関する権利について、対価の授受を伴う移転又は設定を行う場合には、契約を締結した日から2週間以内に届出が必要となります。(届出窓口は、一関市建設部都市整備課です。) 届出が必要な面積は、以下のとおりとなっています。 ・市街化区域：2,000㎡ ・市街化区域を除く都市計画区域：5,000㎡以上 ・その他の区域：10,000㎡以上
県庁 自然保護課	自然公園法 自然環境保全法 岩手県自然環境保全条例 鳥獣保護管理法 県立自然公園条例	特になし 〔参考事項〕 岩手県自然環境保全指針 開発予定地は、岩手県環境保全指針による保全区分がBと評価されているので、事業の実施に当たっては、自然環境の保全に配慮すること。 ○岩手県希少野生動植物の保護に関する条例 事業予定地周辺ではいわてレッドデータブックに掲載されている希少な鳥類の生息が過去に確認されています。 岩手県希少野生動植物の保護に関する条例では、事業者の責務として、事業活動に伴って生ずる希少野生動植物の生息又は生育の環境の悪化を防止するため当該環境への負荷の低減に努めることとされていることから、専門家の意見を聞くなど十分な調査を行うとともに、希少野生動植物の生息・生育が確認された場合は、適切な保護措置を講ずるよう努めてください。
県庁 教育委員会 事務局 生涯学習 文化財課	文化財保護法	変更された当該地区には「岩手県遺跡台帳」に登録されている周知の埋蔵文化財包蔵地が所在しませんが、面積が広いことから地元の一関市教育委員会と協議をしています。なお、工事中に遺跡を発見した場合は、直ちに地元の一関市教育委員会に連絡し、その指導を受けてください。
県南広域振興 局農政部 農政調整課	農地法及び農振法	・事業計画地は農用地区域外であり、農振法に基づく開発許可の申請手続きは不要。 ・事業計画地は、現況が非農地であるため、農地法に基づく転用許可の申請手続きは不要。

## 5 意見照会結果のつづき

<p>一関保健福祉 環境センター</p>	<p>土壤汚染対策法関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設の設置届出がなされているが、代表者の変更に係る氏名等変更届がなされていないことから、速やかに届出すること。</li> <li>・県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例に基づく粉じん発生施設の設置届がなされているが、代表者の変更に係る氏名等変更届がなされていないことから、速やかに届出すること。</li> <li>・土壤汚染対策法第4条第1項の規定に基づき、3,000㎡以上の土地の形質を変更しようとする場合は、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに届出を要すること。</li> </ul> <p>〔参考事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行為予定地周辺に希少な鳥類1種が確認されているため、影響がないように配慮願いたいこと。</li> <li>・岩手県自然環境保全指針による保全区分B 事業の実施に当たっては、調査等により現況を把握し、積極的な保全に努めること。</li> </ul>
<p>一関土木セン ター</p>		<p>〔参考事項〕</p> <p>採取した土石の運搬に当たり県管理道路を使用する場合は、次の点に留意すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 過積載しないこと。</li> <li>(2) 荷台から積載物を道路上に落下させないこと。</li> <li>(3) 道路を汚損した場合は、速やかに清掃を行うとともに原形復旧すること（厳守のこと）。</li> <li>(4) 他の通行者、通行車両に危険を及ぼさないこと。</li> </ol>

# UAV(ドローン)撮影画像

